

違反行為しない旨の宣言書

客引き行為等禁止区域において営業を行う事業者は、違反行為をしない旨を、市に申し出ることができ、市は事業者への支援として、ステッカーの交付や市ホームページで公表などを行います。

1

事業者から市へ宣言書提出

2

市による現地調査

3

市から事業者へステッカー交付

※調査の結果、宣言内容と実態が異なる場合にはステッカーを交付いたしません。

申出した事業者が客引き行為等を行った場合には、ステッカーを返納していただきます。



違反行為

1. 客引き行為等禁止区域で、以下の行為をすること又はさせること

1 客引き行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追隨する、呼び掛ける等平穩な通行又は利用を妨げるような態様で、客に誘う行為

3 勧誘行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追隨する、呼び掛ける等平穩な通行又は利用を妨げるような態様で、役務に従事するよう勧誘する行為（いわゆるスカウト行為）

2 客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

4 勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

2. 事業者が、禁止区域で客引き行為をした者や関係のある者から紹介を受けて、客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせること

この条例による規制の対象とならない行為
(相手方を特定しない広報、宣伝、集客等)

- 不特定多数の人に対してティッシュ・チラシ配りをする宣伝行為は、規制の対象外となります。
- 店舗から、不特定多数の人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」等と呼び掛ける行為も規制の対象外となります。

従業者等への指導

事業者は、禁止区域で従業者等に事業に関する宣伝をさせるときは、違反行為しないことを指導しなければなりません。

お問い合わせ先

市民局市民自治推進部 地域安全課

TEL.043-245-5264



千葉県客引き行為等の防止に関する条例
令和4年4月1日から

客引き スカウト 禁止!



禁止される行為

1 客引き行為

2 客待ち行為

3 勧誘行為

4 勧誘待ち行為